

大東文化大学第一高等学校地理歴史公民科専任教諭の募集について

大東文化大学第一高等学校 校長 橋本 準一

本校では、2027 年度地理歴史公民科専任教諭を募集致します。専任教諭として、担当の教科指導はもとより学級経営・生徒指導・課外教育活動を含め、生徒の教育指導全般に関し熱意と意欲を持って取り組む力量ある人材を求めています。下記の募集要項の通り採用試験を実施いたしますので、ご応募下さいませようご案内申し上げます。

1. 採用教科	地理歴史公民科	
2. 採用人員	専任教諭 1 名	
3. 資格	①2027 年度4月1日の時点で、60歳未満の方 ②高等学校地理歴史科または公民科免許状を取得(更新手続き済み)ないし取得見込みの方 ③日本史、地理、政治経済いずれかの指導が可能なる方 ④教科指導及び学級経営に加え、学校における諸行事、生徒会活動、部活動の指導などについても、強い意欲を有する方	
4. 採用日	2027 年4月1日	
5. 勤務場所	東京都板橋区高島平 1-9-1 ・都営地下鉄三田線西台駅より徒歩約 10 分 ・東武東上線東武練馬駅より徒歩約 20 分(「大東文化会館」から無料のスクールバスあり) ・東武東上線成増駅-JR 赤羽駅西口間の国際興業バスで「大東文化大学」下車	
6. 待遇	[勤務形態] 常勤(専任教諭) [定年] 65 歳(令和 8 年度現在) [給与・待遇] 大東文化学園給与規則及び就業規則による (参考) 令和 8 年度の場合 ・大卒 22 歳初任給(年収) 3,555,260 円 (月額 247,599 円[基本給/令和 8 年度実績]) ・大卒後 5 年目(年収) 3,894,463~4,418,600 円(入職前の経歴によって変動) ・大卒後 10 年目(年収) 4,418,600~5,407,402 円(入職前の経歴によって変動) ・扶養・住居・通勤手当等あり [保険] 社会保険に加入(私学共済・厚生年金・雇用保険)	
7. 応募/選考	出願方法	■以下を簡易書留で郵送【2026 年 10 月 29 日(木)必着】願います。その際、封筒の表には「地理歴史公民科教員応募書類在中」と、朱書してください。 ①履歴書 ※写真貼付、携帯電話番号とメールアドレス及び以下を記載のこと ・受験科目(日本史・地理・政治経済いずれか 1 科目) ・指導可能または指導経験、活動経験のある部活動があれば記載 ・希望の職種(10. 備考欄参照) ②教員免許状のコピー(および必要な場合は更新講習修了確認証明書)もしくは、教員免許状取得見込み証明書 ③誓約書(「11. こども性暴力防止法」に関わる特記事項 参照) ④返信用封筒(長形 3 号: 一次選考可否結果送付用)各自の住所、氏名を記載の上、110 円切手を貼付のこと ※①~③は画像データを上記期日までにメールで送信の上、試験当日持参でも結構です。その場合、④も当日持参して下さい。 ■郵送先 〒175-8571 東京都板橋区高島平 1-9-1 大東文化大学第一高等学校 地理歴史公民科主任 浅子 香織 ■メール送信先 saiy@fh.daito.ac.jp ※返信がない場合はお問い合わせ下さい。
	選考日程・方法等	[一次選考] 筆記試験(日本史・地理・政治経済いずれか 1 科目) 2026 年 10 月 31 日(土) 14 時 本校集合 ※応募者は上記の日時に本校にお越し下さい。なお別途通知はありません。 [二次選考] 模擬授業、面接 2026 年 11 月 7 日(土) 時間は未定 [最終選考] 2026 年 11 月 14 日(土) 時間は未定 ※各次選考は、前次選考を通過した方のみ実施します。なお詳細は選考通過者に後日改めて連絡します。
8. 問い合わせ先	大東文化大学第一高等学校地理歴史公民科主任 浅子 香織 または副校長 池田 祐輔 メール saiy@fh.daito.ac.jp Tel 03-5399-7890 (なるべくメールでお願いします)	
9. 学校概要	大東文化大学第一高等学校は、大正 12 年創立の大東文化大学の附設校として開校しました。現在、男女共学、普通科、定員 1,050 名を擁する私立高等学校です。生徒の約 1/4 は大東文化大学へ推薦入試により進学、近年は他大学への進学も増えています。平成 7 年にそれまでの男子校から共学に移行しました。経営母体は、大学・幼稚園も合わせて経営する学校法人大東文化学園です。	

10. 備考	・同時に嘱託講師(常勤)、非常勤講師も募集します。同内容で選考し、結果によりいずれかの職種での採用になります。履歴書に希望する職種を全てご記入下さい。 ・ご提出頂いた応募書類は返却いたしません。なお、履歴書等の個人情報の取り扱いは採用選考のみに利用するものとし、目的以外の利用はございません。選考終了後、適切かつ慎重に処置させていただきますので、予めご了承下さい。
11. 「こども性暴力防止法」に関する特記事項	・採用に当たっては、令和8年 12 月 25 日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、生徒に関わる業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙「誓約書」2 ページ目の参照条文をご参照ください。

大東文化大学第一高等学校 地理歴史公民科嘱託講師の募集について

大東文化大学第一高等学校 校長 橋本 準一

本校では、2027 年度地理歴史公民科嘱託講師を募集致します。下記の募集要項の通り採用試験を実施いたしますので、ご応募下さいますようお願い申し上げます。

1. 採用教科	地理歴史公民科	
2. 採用人員	嘱託講師 1 名	
3. 資格	①2027 年 4 月 1 日の時点で、65 歳未満の方 ②地理歴史科または公民科教員免許状を取得(更新手続き済み)ないし取得見込みの方 ③日本史、地理、政治経済いずれかの指導が可能な方 ④専任教諭に準じて、教科指導及び学級経営(副担任として)に加え、学校における諸行事、生徒会活動、部活動の指導などについても、強い意欲を有する方	
4. 採用日	2027 年 4 月 1 日	
5. 勤務場所	東京都板橋区高島平 1-9-1 ・都営地下鉄三田線西台駅より徒歩約 10 分 ・東武東上線東武練馬駅より徒歩約 20 分（「大東文化会館」から無料のスクールバスあり） ・東武東上線成増駅－JR 赤羽駅西口間の国際興業バスで「大東文化大学」下車	
6. 待遇	〔勤務形態〕嘱託講師（常勤） 週 6 日勤務（うち週 1 日自宅研修可） 〔任期〕1 年（契約更新の可能性あり） 〔給与・待遇〕・大東文化学園給与規則等による （参考）令和 8 年度の場合 ・大卒後初任給（年収）3,496,057 円 ・大卒後 5 年目（年収）3,836,124～4,338,125 円（入職前の経歴によって変動） ・大卒後 10 年目（年収）4,338,125～5,081,825 円（入職前の経歴によって変動） 〔保険〕社会保険に加入（私学共済・厚生年金・雇用保険）	
7. 応募/選考	出願方法	■以下を簡易書留で郵送【2026 年 10 月 29 日（木）必着】 願います。その際、封筒の表には「地理歴史公民科教員応募書類在中」と、朱書してください。 ①履歴書 ※写真貼付、携帯電話番号とメールアドレス及び以下を記載のこと ・受験科目（日本史・地理・政治経済いずれか 1 科目） ・指導可能または指導経験、活動経験のある部活動があれば記載 ・希望の職種（10. 備考欄参照） ②教員免許状のコピー（および必要な場合は更新講習修了確認証明書）もしくは、教員免許状取得見込み証明書 ③誓約書（「11. こども性暴力防止法」に関わる特記事項 参照） ④返信用封筒（長形 3 号：一次選考可否結果送付用）各自の住所、氏名を記載の上、110 円切手を貼付のこと ※①～③は画像データをメールで送信の上、試験当日持参でも結構です。 その場合、④も当日持参して下さい。 ■郵送先 〒175-8571 東京都板橋区高島平 1-9-1 大東文化大学第一高等学校 地理歴史公民科主任 浅子 香織 ■メール送信先 saiyo@fh.daito.ac.jp ※返信がない場合はお問い合わせ下さい。
	選考方法	〔一次選考〕筆記試験（日本史・地理・政治経済いずれか 1 科目） 2026 年 10 月 31 日（土）14 時 本校集合 ※応募者は上記の日時に本校にお越し下さい。なお別途通知はありません。 〔二次選考〕模擬授業、面接 2026 年 11 月 7 日（土）時間は未定 ※各次選考は、前次選考を通過した方のみ実施します。なお詳細は選考通過者に後日改めて連絡します。
8. 問い合わせ先	大東文化大学第一高等学校地理歴史公民科主任 浅子 香織 または副校長 池田 祐輔 メール saiyo@fh.daito.ac.jp Tel 03-5399-7890 （なるべくメールでお願いします）	
9. 学校概要	大東文化大学第一高等学校は、大正 12 年創立の大東文化大学の附設校として開校しました。現在、男女共学、普通科、定員 1,050 名を擁する私立高等学校です。生徒の約 1/4 は大東文化大学へ推薦入試により進学、近年は他大学への進学も増えています。平成 7 年にそれまでの男子校から共学に移行しました。経営母体は、大学・幼稚園も合わせて経営する学校法人大東文化学園です。	

10. 備考	・同時に専任教諭・非常勤講師も募集します。同内容で選考し、結果によりいずれかの職種での採用になります。履歴書に希望する職種を全てご記入下さい。 ・ご提出頂いた応募書類は返却いたしません。なお、履歴書等の個人情報の取り扱いは採用選考のみに利用するものとし、目的以外の利用はございません。選考終了後、適切かつ慎重に処置させていただきますので、予めご了承下さい。
11. 「こども性暴力防止法」に関わる特記事項	・採用に当たっては、令和8年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、生徒に関わる業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙「誓約書」2ページ目の参照条文をご参照ください。

本校では、2027 年度地理歴史公民科非常勤講師を募集致します。下記の募集要項の通り採用試験を実施いたしますので、ご応募下さいませようご案内申し上げます。

1. 採用教科	地理歴史公民科	
2. 採用人員	非常勤講師 1 名	
3. 資格	①原則として 2027 年度4月1日の時点で、65歳未満の方 ②高等学校地理歴史科または公民科免許状を取得(更新手続き済み)ないし取得見込みの方 ③日本史、地理、政治経済いずれかの指導が可能な方	
4. 採用日	2027 年4月1日	
5. 勤務場所	東京都板橋区高島平 1-9-1 ・都営地下鉄三田線西台駅より徒歩約 10 分 ・東武東上線東武練馬駅より徒歩約 20 分(「大東文化会館」から無料のスクールバスあり) ・東武東上線成増駅-JR赤羽駅西口間の国際興業バスで「大東文化大学」下車	
6. 待遇	〔勤務形態〕非常勤講師 〔任期〕1年(契約更新の可能性あり) 〔給与・待遇〕大東文化学園給与規則等による。大卒後の年数による(令和 8 年度の場合、授業1時間当たり月額大卒後5年未満 13,250 円～20年以上 15,000 円)。その他、通勤手当あり(通勤距離が 2km以上で交通機関を利用している場合、勤務1回につき、4,000 円を限度として運賃等相当額を支給。ただし、1ヶ月あたりの運賃等相当額は、50,000 円を上限) 〔持ち時間〕最大で週 8～16 時間程度を担当する。※採用人数や生徒数に応じて変動有り	
7. 応募/選考	出願方法	■以下を簡易書留で郵送【2026 年 10 月 29 日(木)必着】願います。その際、封筒の表には「地理歴史公民科教員応募書類在中」と、朱書してください。 ①履歴書 ※写真貼付、携帯電話番号とメールアドレス及び以下を記載のこと ・受験科目(日本史・地理・政治経済いずれか 1 科目) ・指導可能または指導経験、活動経験のある部活動(非常勤講師のみ希望の場合は不要) ・希望の職種(10. 備考欄参照) ②教員免許状のコピー(および必要な場合は更新講習修了確認証明書)もしくは、教員免許状取得見込み証明書 ③誓約書(「11. こども性暴力防止法」に関わる特記事項 参照) ④返信用封筒(長形 3 号: 一次選考可否結果送付用)各自の住所、氏名を記載の上、110 円切手を貼付のこと ※①～③は画像データを上記期日までにメールで送信の上、試験当日持参でも結構です。その場合、④も当日持参して下さい。 ■郵送先 〒175-8571 東京都板橋区高島平 1-9-1 大東文化大学第一高等学校 地理歴史公民科主任 浅子 香織 ■メール送信先 saiy@fh.daito.ac.jp ※返信がない場合はお問い合わせ下さい。
	選考日程・方法等	〔一次選考〕筆記試験(日本史・地理・政治経済いずれか 1 科目) 2026 年 10 月 31 日(土) 14 時 本校集合 ※応募者は上記の日時に本校にお越し下さい。なお別途通知はありません。 〔二次選考〕模擬授業、面接 2026 年 11 月 7 日(土) 時間は未定※各次選考は、前次選考を通過した方のみ実施します。なお詳細は選考通過者に後日改めて連絡します。
8. 問い合わせ先	大東文化大学第一高等学校地理歴史公民科主任 浅子 香織 または副校長 池田 祐輔 メール saiy@fh.daito.ac.jp Tel 03-5399-7890 (なるべくメールでお願いします)	
9. 学校概要	大東文化大学第一高等学校は、大正 12 年創立の大東文化大学の附設校として開校しました。現在、男女共学、普通科、定員 1,050 名を擁する私立高等学校です。生徒の約1/4は大東文化大学へ推薦入試により進学、近年は他大学への進学も増えています。平成7年にそれまでの男子校から共学に移行しました。経営母体は、大学・幼稚園も合わせて経営する学校法人大東文化学園です。	
10. 備考	・同時に専任教諭・嘱託講師(常勤)も募集します。同内容で選考し、結果によりいずれかの職種での採用になります。履歴書に希望する職種を全てご記入下さい。 ・ご提出頂いた応募書類は返却いたしません。なお、履歴書等の個人情報の取り扱いは採用選考のみに利用するものとし、目的以外の利用はございません。選考終了後、適切かつ慎重に処置させていただきますので、予めご了承下さい。	

11. 「こども性暴力防止法」に関わる特記事項	・採用に当たっては、令和8年 12 月 25 日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、生徒に関わる業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙「誓約書」2 ページ目の参照条文をご参照ください。
-------------------------	---

誓約書（大東文化大学第一高等学校）

学校法人大東文化学園
理事長 殿

私は、以下の事項を誓約いたします。なお、本誓約書の提出後、下記４に該当する事項が生じた場合、速やかに報告いたします。

- 私は、裏面記載の、令和８年１２月２５日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

※なお、本誓約書署名時に同法第２条第７項第６号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）を、本誓約書をもって誓約いたします。

- 採用選考の過程、また採用に関し提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告はいたしません。
- 内定取消事由に該当する行為をした場合は、その処分に従います。

内定取消事由

以下の事項に該当した場合は、採用内定を取り消し、採用しないことがある。

- ・教員等として必要な適格性を欠くと認められるとき
- ・子ども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認に必要な手続、その他の対応を正当な理由なく行わず、入職日までに必要な確認を行うことができないとき
- ・採用に際し、重要な経歴、資格その他の事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実を故意に秘匿していたとき
- ・上記に準ずる事由があるとき、又はその他やむを得ない事由により採用することが適当でないと認められるとき

- これまでの経歴においてセクシュアルハラスメントを含む性暴力等を原因とする懲戒処分歴等がある場合においては、その内容等について、以下に記載した通りであることを本誓約書をもって誓約いたします。

処分期日（西暦で記載）	具体的な事由
年 月 日	
年 月 日	

※懲戒処分歴等がない場合は、具体的な事由欄に「なし」と記入

年 月 日

住所：〒

氏名（署名）：_____

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。))を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)(抄)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。